



対象となる人

【ア】介護保険料第一および第二段階の人で次の から
 () についてはいずれかの条件をすべて満たす人

生活保護を受けていない。
 本人と家族に市民税が課されていない。
 市民税が課されている者に扶養されていない。
 市民税が課されている者と生計を共にしていない。
 の1本人と家族の前年一年間の収入の合計金額が百二十万円以下であり、かつ、今年一年間の収入見込額の合計金額が百二十万円以下である。

介護保険料軽減の申請を受け付けています

鳥取市では、十月から第一号被保険者（六十五歳以上の人）のうちで生活が著しく困窮している人に対し、介護保険料の軽減措置を行っています。

(世帯員二人以上の場合)は、一人につき三十五万円加算する

(世帯員二人以上の場合)は、一人につき三十五万円加算する
 の2本人と家族の前年一年間の収入の合計金額が六十万円以下であり、かつ、今年一年間の収入見込額の合計金額

用語の説明

- 家族 介護保険料算定上の世帯員（住民登録が一緒の人）
- 扶養 別居していても、医療保険や税の申告上などにおいて、市民税が課税されている子どもの被扶養者となっている場合は対象外です。
- 生計 世帯（住民登録上）を別にしていても、市民税が課税されている子どもと生計が同じであるようなときは対象外です。
- 収入 収入には、年金収入のほか、給与収入・仕送りなども含まれます。
- 資産 居住用以外に土地家屋を所有している場合や、60万円を超える預貯金を保有している場合は対象外です。

申請時に必要なもの

【イ】介護保険料第二段階の者で、『鳥取市外国人高齢者福祉手当』を受給している人

対象要件の確認のため、次に掲げる「減額を受けようとする被保険者および家族」に関する書類などが必要です。
 年金受取額（障害年金、遺族年金なども含む）が確認できるもの
 持っておられるすべての預・貯金の通帳
 健康保険証
 その他、収入を証明する書類など

申請窓口

高齢社会課（市役所第2庁舎1階・☎20 3174）
 平成十三年年度分の保険料

()内は年額保険料

保険料段階	対象となる条件	負担割合		13年度10月～3月保険料額	
		軽減前	軽減後	軽減前の額	軽減後の額
第1段階	上記【ア】の年間収入が60万円以下の人	基準額 × 1/2	基準額 × 1/4	8,700円 (13,000円)	4,300円 (8,600円)
		基準額 × 3/4	基準額 × 1/4	13,000円 (19,400円)	4,300円 (10,700円)
第2段階	上記【ア】の年間収入が60万円超120万円以下の人	基準額 × 3/4	基準額 × 1/2	13,000円 (19,400円)	8,700円 (15,100円)
			基準額 × 1/2	13,000円 (19,400円)	8,700円 (15,100円)

負担割合の欄の基準額について、13年度10月～3月は「17,300円」です。

は、平成十四年一月七日(月)までの申請に対して、十月分の保険料にさかのぼって対象となります。
 申請は、原則として本人またはその家族によるものとなります。
 平成十四年度以降の保険料については、あらかじめお知らせします。